

品目別、国・地域等別の残留農薬基準値表の見方について

農薬の使用方法や残留農薬基準値は、それぞれの国が、農産物の栽培実態や病害虫の種類などの特性を踏まえ、科学的根拠に基づく審査によって定めています。したがって、同じ農薬成分であっても使用方法などが異なる国においては、日本と残留農薬基準値が異なる場合があります。

この表は我が国で広く生産されている 15 品目（コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ）について、輸出先国等（Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦）における残留農薬基準値の有無、設定がある場合にはその残留農薬基準値を調査することで、輸出の参考としていただくために作成しました。

本表において、

- (1) 輸出先国に残留農薬基準値がある場合には、その基準値
 - (2) 輸出先国に残留農薬基準値がない場合には、
 - (ア) 一律の残留農薬基準値（0.01 mg/kg など）
 - (イ) 「不検出」（検出限界未満）
 - (ウ) 「基準値なし」（ネガティブリスト制度で基準値が設定されていない。原則使用可能。）
 - (エ) 「対象外」（ポジティブリスト制度で規制の対象外。原則使用可能）
- のいずれかの表記となっています。

「登録の有無」は日本における当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無、「適用の有無」は日本における当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無を示しています。ありの場合「○」、なしの場合「×」としており、登録がありかつ適用がある農薬成分の場合、水色で表示しています。

我が国における農薬の安全性などの情報については、下記 URL をご参照ください。（農薬コーナー）

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

（農薬に関するよくある質問）

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_info/index.html

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/attach/pdf/index-3.pdf>

○ 調査対象品目（15 品目）

コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ

○ 調査対象国・地域等（国際基準及び 20 国・地域）

日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦

※これらの調査対象国・地域等については、残留農薬基準値の関連法規を入手する方法や WEB サイト

等も紹介しています。

○ 調査対象農薬成分

調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

○ 基準値の調査頻度

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 1 日まで毎月 1 日に合わせて調査を実施し、毎月更新します。前月 1 日時点からの更新があった農薬成分は「前月比較での更新情報」を参照ください。

※残留農薬基準値は各国・地域等の web サイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、本基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認してください。

更新日：令和8年9月1日

①

① **ながいも** 購買基準原価は新聞・雑誌等のwebサイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、本基準値は、調査時点の暫定値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出

[illegible]

「登録の有無」は当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無、
「適用の有無」は当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への
登録の有無を示しています。
ありの場合「○」、なしの場合「×」としており、登録がありかつ適用が
ある農薬成分の場合、水色で表示しています。

①

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本	CODEx	香港
RESMETHRIN	レスメトリン	×	×	0.1	—	[☆]
LENACIL	レナシル	○	×	0.3	—	[☆]
WARFARIN	ワルファリン	○	○	0.001	—	[☆]
FENBUTATIN OXIDE	酸化フェンブタスズ	×	×	0.05	—	[☆]
BROMIDE	臭素	○	×	50	—	5

各国に残留農薬基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に従い
各基準値が適用されます。

※ 例えば残留農薬基準値が設定されていない物質で、Codex で基準値が設定
されているものは、その基準値が適用され、Codex 基準値にも設定されてい
ないものは不検出としている国もあります。

②

規定形式	リ	—	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ポジティブリス ト	ネガティブリス ト	ポジティブリス ト	ポ
優先順位 1		基準値なし	[☆]：食物環 境衛生署署長 によるリスク 評価	不検出	一律基準値 (0.01ppm)	基準値なし	CODEx基準	C
優先順位 2		—	—	—	—	—	不検出	— (
優先順位 3		—	—	—	—	—	—	—
基準値取得日		2026/7/1	2026/7/1	2026/7/1	2026/7/1	2026/7/1	2026/7/1	2

各国の残留農薬基準値の関連法規は、残留農薬基準値を設定する上で品目名や検
体が日本と異なるため、関連法規を直接確認する際はこちらを参考にしてください。

③

各国資料等で検索する場 合の品目名	VR 0600 Yams・Yam, Chinese・ Channa VR 2071 Subgroup of Tuberous and corm vegetables(in cludes al commodities in this subgroup) VR 0075 root and tuber vegetables	山藥 淮山 根菜類和薯芋 類蔬菜	山藥 根莖菜類	마 (ながい も) 서류 (いも類)	山藥 蔬菜 (根莖類 和 薯芋類)	Root and tuber vegetables	Ys Tuber Root tub veget
----------------------	--	---------------------------	------------	--------------------------	-------------------------	---------------------------------	-------------------------------------